

教育政策におけるエビデンスをめぐる動向

—主に平成 27 年度における教職員定数をめぐる議論について—

鈴木 耕平

The Policy Trend on Evidence in Educational Policy in Japan:
Focusing on Arguments over Fixed Number of Teachers in FY2015

Kohei SUZUKI

The focus of this paper is to summarize the points of arguments about policy trends in educational policy in Japan. Although the definition of evidence is controversial in educational policy, evidence-based policy making is required in various policy areas including education. The Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) has embarked on an empirical study of education policy as a new measure since FY 2016. This is mainly triggered by the discussion on establishment of a PDCA cycle based on evidence in Council in Economic and Fiscal Policy (CEFP) in FY 2015. In CEFP, one of the main discussion topics is the fixed number of teachers, whose budget is the biggest in the MEXT budget. This paper shows the policy trend on evidence in educational policy in Japan.

目次

1. はじめに
2. 経済財政諮問会議における議論
 - 2-1. 経済・財政一体改革推進委員会の設置
 - 2-2. 教職員定数をめぐる議論
 - 2-3. 経済・財政再生アクション・プログラムの策定
 - 2-4. 文部科学省による教育政策に関する実証研究への着手
 - 2-5. 経済財政運営と改革の基本方針 2016 の策定
3. 財務省の教職員定数に対する指摘
4. 文部科学省における次世代の学校指導体制強化のためのタスクフォースによる検討
5. おわりに

1. はじめに

教育政策における「エビデンス」の希求は近年著しい。それは日本教育学会が平成 27 年 6 月発行の学会誌『教育学研究』において、「教育研究にとってのエビデンス」と題した特集を組んだことにも看取される。しかし、エビデンスという言葉は実に多義的であり、教育政策におけるエビデンスといった場合、何をもちいてエビデンスとするのかということについては多くの議論があるだろう。岩崎（2012）はエビデンスという言葉の定義については論争的であり、その理由として、「研究者によって、供給されるものと、政策立案者による需要に応じて用いられるものでは、『エビデンス』という言葉が意味する内容が異なる場合が多い」ことを挙げている¹。たとえば前者について、米国ではランダム化比較実験（randomized controlled trial, RCT）に代表されるような手法に基づく科学的実証主義の立場から得られるデータ等をエ

ビデンスとするが、後者におけるエビデンスには「目的に応じ、有用となるデータ、知識、情報など、時には量的データのみならず質的データも含む多様なもの」が含まれる²。

このように定義が曖昧模糊ながらも、教育政策においてエビデンスなるものが声高に主張されるようになった今、批判的観点を持ちつつも、アカデミックコミュニティと政策立案者が協働的に政策形成に携わる必要性が一層増してきており、政策形成におけるアカデミックコミュニティへの期待も相当に高いと考えられる。特に平成28年度から文部科学省は教育政策に関する実証研究に着手しており、教育政策におけるエビデンスとは何かという疑問に応じる上でも注視すべき取組であると考えられる。本稿は、国をあげて教育政策におけるエビデンスの産出及び活用に精力的に取り組むことになった政策経緯を記述的に整理することにより、今後一層議論的になると考えられる教育政策におけるエビデンスについての資料の一とすることを目的とする。

エビデンスに関する種々の議論は先述した学会誌等に委ねるとともに他稿に期すこととし、本稿では教育政策をめぐるエビデンスの議論が本格化したターニングポイントといえる平成27年度の経済財政諮問会議及び文部科学省、財務省の動向を記述的に著すこととする。とりわけ、文部科学省が所掌する教育予算のうち、最大の割合を占める義務教育費国库負担金を原資とする教職員定数に注目することとしたい³。

2. 経済財政諮問会議における議論

後述するように、教育政策におけるエビデンスをめぐり、平成28年度から文部科学省において教育政策に関する実証研究が本格的に始動することとなったが、この政策動向は平成27年の経済財政諮問会議における議論が発端となっている。従って、ここでは経済財政諮問会議及びその下位組織における教育政策におけるエビデンスに関する議論をレビューすることとする。

2-1. 経済・財政一体改革推進委員会の設置

平成27年6月30日に「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」(以下、骨太方針2015)が閣議決定された。骨太方針2015では、第二次安倍内閣が掲げる「経済再生なくして財政健全化なし」という基本哲学の実現に向け、歳出効率化を目指す経済財政運営の方針が打ち出された。

教育政策についてもその例外ではなく、文教・科学技術分野については、①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、②民間資金の導入促進、③予算の質の向上・重点化、④エビデンスに基づくPDCAサイクルの徹底が基本方針として掲げられ、特に、④については、「政策の効果について科学的な手法に基づき予算と成果をチェックするなど、エビデンスに基づいたPDCAサイクルを徹底する」とされた⁴。

骨太方針2015と日と同じくして、経済財政諮問会議のもとに「経済・財政一体改革推進委員会」(以下、推進委員会。会長：新浪剛史サントリーホールディングス株式会社代表取締役社長)が設置された。推進委員会は以下の3点について取組を行う下部組織として、経済財政諮問会議のもとに設置されたものである⁵。

- (1) 集中改革期間⁶を中心とする経済・財政一体改革の進め方について、主要歳出分野ごとにKPI(引用者註：成果指標)を設定するとともに、改革工程表を作成する。
- (2) 歳出改革(「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」)への取組を促進するため、関係府省及び予算当局と連携し、予算編成過程からPDCAを回す仕組みを構築する。
- (3) 改革工程表に基づき、毎年度、進捗管理・点検・評価を行い、結果をその後の改革に反映する。2018年度には経済・財政一体改革の中間評価を行う。

推進委員会は経済財政諮問会議の有識者議員及び有識者から構成され、さらにそのもとに社会保障、非社会保障、制度・地方行財政の分野別にワーキング・グループ(以下、WG)が設置され、教育分野

教育政策におけるエビデンスをめぐる政策動向

については非社会保障WGで議論することとされた。

2-2. 教職員定数をめぐる議論

推進委員会設置後、平成27年には親会議である経済財政諮問会議は11回（うち、9月11日開催時に下村博文文部科学大臣（当時）、10月16日、11月4日、12月7日開催時に馳浩文部科学大臣（当時）によるプレゼンテーション）、推進委員会は6回、そして非社会保障WGは7回（うち、9月11日、10月2日、10月28日、11月10日開催時に文部科学省よりヒアリング）が行われ、エビデンスを活用したPDCAサイクルについて議論が繰り返された。

各会議において、教育分野における歳出効率化について、教職員定数は議論の中心とされた。その主なものを記述することとしたい。

教職員定数は学校数や学級数に応じて自動的に算定される基礎定数と学校現場等の実情に応じて政策的に措置される加配定数からなるが、平成27年11月4日に開催された経済財政諮問会議において、委員である伊藤元重東京大学大学院経済学研究科教授、榊原定征東レ株式会社相談役最高顧問、高橋進日本総合研究所理事長、新浪剛史サントリーホールディングス株式会社代表取締役社長の4名（以下、有識者議員）の名義のもと、骨太方針2015に則り、少子化の進展を踏まえた教職員定数の見通しを年度内に策定すべきと指摘された⁷。

また、同じく有識者議員より、「少子化や学校の統廃合の進展に伴う必要教職員の減少に加え、政策目的別に必要と見込む教職員の数、時期・期間などについて、これまでの加配定数の効果検証や費用対効果の分析などを通じ、エビデンスに基づくPDCAサイクルを徹底する必要がある⁸」と、平成28年度予算から「主要教育政策が目指す成果を明確化し、予算との関係を客観的データで検証し、政策の改善につなげるべき」と指摘された⁸。

一方、文部科学省は、平成27年11月10日に開催された非社会保障WGにおいて、教育政策に関するアウトカムには学力のみならず、他者との協働やコミュニケーション能力、自尊心などの非認知能力やいじめや不登校、暴力行為といった児童生徒の行動も含まれるとしたうえで、「教育の目的の多面性と教

育の手段の多様性を踏まえて、政策の持つ多義的な効果を総合的に評価」し、「個々の研究成果は、特定のサンプルに関する特定の条件下のものであることを踏まえ、政策が実施される背景にある環境要因も総合的に考慮して政策形成に活用」することで、教育政策を多角的観点から総合的に評価することが必要と主張した⁹。

さらに、文部科学省は児童生徒の教育ニーズは個々によって異なるため、個々の児童生徒によって有効となる政策が異なることを踏まえ、たうえて、「政策と目指す教育目的との間をブラックボックス化せず、教育の過程に着目した研究により、より正確な政策の効果を把握」するとともに、児童生徒の家庭環境の違いを考慮した分析を推進することで、研究を政策形成に活用するとした¹⁰。文部科学省が保有する全国学力・学習状況調査の調査結果のデータについても、現在は国が行う委託研究等への限定的な貸与に留まっているものの、平成29年度より大学等の研究者が詳細データを活用できるよう、具体的なデータ貸与のルールを検討するとし、教育政策におけるエビデンスの産出及びその活用に向け、前向きな姿勢を示した¹¹。

2-3. 経済・財政再生アクション・プログラムの策定

経済財政諮問会議及び推進委員会における度重なる議論を経て、平成27年12月24日に経済・財政再生アクション・プログラム（以下、AP）が経済財政諮問会議決定として策定された。推進委員会の目的の一として掲げられた改革工程表がこのAPに相当するが、APにおいて示されたエビデンスの提示及び教職員定数の見通しに関する主なものは次のとおり取りまとめられている¹²。

（エビデンスの提示）

①主体：文部科学省、都道府県、市町村

○2014・15年度～2017年度

- ・学校・教育環境に関するデータ（自治体別の児童生徒1人当たりの教職員人件費、学校の運営費、学校の業務改善の取組、学級数別学校数等）について、有識者の協力を得つつ、比較可能な形で調査、公表

○2017年度～2018年度

- ・調査を推進・拡大
- 得られたデータは都道府県別に「見える化」するとともに、教職員定数の見通し作成・提示を含む政策に漸次活用

- ・取組状況とその成果について中間検証

○2019年度以降

- ・中間検証を踏まえ、取組内容を追加修正の上、推進・拡大

②主体：文部科学省、都道府県、市町村

○2014・15年度～2015年度

- ・教育政策に関する実証研究の枠組み・体制等について研究者・有識者の協力を得つつ検討

○2016年度

- ・教育政策に関する実証研究を開始
- 各種の加配措置、少人数教育、習熟度別指導等多様な教育政策に関する費用効果分析を含め、研究者・有識者からなる実効性ある研究推進体制の下で、一定数の意欲ある自治体等の協力を得て実施
- ・中期の継続的な縦断研究及び短期の研究を実施
 - 1) 多面的な教育成果・アウトカムの測定
 - ・知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲等
 - ・コミュニケーション能力、自尊心・社会性等の非認知能力
 - ・児童生徒の行動
 - 2) 子供の経時的変化の測定
 - 3) 学校以外の影響要因の排除等も考慮

○2017年度以降

- ・実証研究を計画的に実施
- 得られた研究成果は成果や費用、政策が実施される背景にある環境要因を「見える化」するとともに、それらを総合的に考慮して教職員定数の中期見通し作成を含む政策形成に漸次活用

③主体：文部科学省

○2014・15年度～2017年度

- ・全国学力・学習状況調査の研究への活用について、「全国的な学力調査に関する専門家会議」において、文部科学省からの委託研究等以外でも大学等

の研究者が詳細データを活用できるよう、提供する詳細データの内容やデータの管理方法、研究成果の公表の在り方など、具体的な貸与ルールを検討・整備

○2017年度～2018年度

- ・全国学力・学習状況調査の大学等の研究者による研究への活用推進・拡大

- ・取組状況とその成果について中間検証

○2019年度以降

- ・中間検証を踏まえ、取組内容を追加修正の上、推進・拡大

(教職員定数の見通し)

○2014・15年度

- ・教職員定数の中期見通しを策定する前提となる事柄について整理

○2016年度～2019年度

- ・各種加配措置等の効果について、既存の関連データを十分に活用しつつ、研究者・有識者の協力を得て検討・検証。その結果明らかになった課題は、上記 ii¹³の実証研究に活用
- ・少子化の進展（児童生徒数、学級数の減等）及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題（いじめ・不登校、校内暴力、外国人子弟、障害のある児童生徒、子供の貧困、学習指導要領の全面改訂への対応等）に関する客観的データ等の上記 ii のデータ収集及び実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定、公表、各都道府県に提示

○2019年度以降

- ・データ収集、実証研究の進展に応じ、必要に応じ中期見通しを改訂、公表、提示
- ・学校・教育環境に関するデータや教育政策の成果及び費用、背景にある環境要因を総合的に考慮して予算要求を行い、教育における PDCA サイクルを確立

これらの改革について、共通する KPI として設定されたのは「知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・人間性等の資質・能力の調和がと

教育政策におけるエビデンスをめぐる政策動向

れた個人を育成し、OECD・PISA 調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る」というものである¹⁴。

各省庁は AP に基づく経済・財政一体改革に向けた政策を断行することが求められるが、文部科学省においても AP に基づき、教育政策に関する実証研究をはじめとする諸施策に着手することとなった。

2-4. 文部科学省による教育政策に関する実証研究への着手

文部科学省では、AP に基づき、教育政策に関する実証研究に着手することとなった。その基本方針は平成 27 年 11 月 10 日の非社会保障 WG における文部科学省の主張を踏襲するものであるが、あくまでも実証研究にあたっては量的研究のみならず、質的研究も組み合わせる、いわゆる混合研究の手法に類した立場をとるとした¹⁵。

文部科学省が設定した研究課題は 4 つであり、いずれも自治体の協力を得つつ、国立教育政策研究所や外部の研究者及び有識者に委託するものとしている¹⁶。

- ①学級規模等の影響・効果（学力、非認知能力等）の調査【実施主体：国立教育政策研究所（東京大学等から所外研究分担者が参加）、協力：埼玉県、大阪府箕面市】
- ②加配教員・専門スタッフ配置の効果分析【実施主体：国立教育政策研究所、協力：関係自治体（21 程度）】
- ③高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析【実施主体：大阪大学、協力：大阪府、北海道】
- ④教員の勤務実態の実証分析（勤務実態調査）【実施主体：民間調査会社、東北大学、筑波大学】
（ICT の活用）【実施主体：鳴門教育大学、協力：北海道、北海道江別市】

これらの実証研究を行うに当たり、第三者委員会として、社会学、経済学、教育学をバックグラウン

ドとする 4 名の研究者からなる有識者委員会を設置している。この有識者委員会には、教育政策に関する実証研究の方針や枠組みの検証に加え、各研究に助言、フィードバックを与えたとともに、最終的に各研究から得られる知見をとりまとめる任を付託している。

平成 28 年度はこれら実証研究に係る予算として、約 4,600 万円を計上しているが、文部科学省は「29 年度以降は、研究の進捗状況等を踏まえ、事業規模の拡大も含めて検討」¹⁷するとしており、教育政策におけるエビデンスに基づく PDCA サイクルの確立に向け、研究推進体制の整備に力点を置いているといえる。

また、AP に基づき、実証研究に加え、平成 29 年度から全国学力・学習状況調査の詳細データを研究者に貸与し、これらから得られた実証的知見を学校現場に還元するとともに、「教員の勤務実態調査の実施、校務支援システム等の活用、学校の組織運営改革（チーム学校）等を通じ、喫緊の課題である教員の業務改善を推進」することとしている¹⁸。さらに、平成 30 年度からの第 3 期教育振興基本計画の策定に向けて「教育施策の効果を専門的・多角的に分析、検証するために必要なデータ・情報の体系的な整備や、実証的な研究の充実も含めた総合的な体制の在り方について検討するよう、（引用者註：平成 27 年 4 月に）中央教育審議会に諮問」している¹⁹。

2-5. 経済財政運営と改革の基本方針 2016 の策定

これら検討の成果は平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2016～600 兆円経済への道筋～」(以下、骨太方針 2016) にも盛り込まれることとなり、骨太方針 2016 には次とおり、教職員定数の中期見通しの策定や教育政策におけるエビデンスの確立について言及されるに至っている²⁰。

(文教・科学技術)

文教・科学技術分野については、①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、②民間資金の導入促進、③予算の質の向上・重点化、④エビデンスに基づく PDCA サイクルの徹底を基本方針として、以下の改

革を進める。

少子化の進展や学校教育現場における諸課題、地方公共団体の政策ニーズ等を踏まえ、集中改革期間中の教職員定数の中期見通しの策定に向けて、多様な研究者等の知見も活用しつつ、学級規模等の影響・効果の調査や加配教員・専門スタッフ配置の効果分析、教員の勤務実態・雇用形態の把握・分析等の教育政策に関する実証研究を進める。全国学力・学習状況調査データの大学等の研究者による活用を促進する。これらの成果を踏まえ、学校・教育環境に関するデータや教育政策の成果及び費用、背景にある環境要因を総合的に考慮して予算要求を行うことなど、教育政策においてエビデンスに基づくPDCAサイクルを確立する。その際、幼児教育から高等教育、社会人教育まで、ライフステージを通じた教育全体について、政策目的が効果的に達成されているか等の観点から予算や制度の検証を行うとともに、国・都道府県・市町村それぞれの権限を踏まえ全体を通じて横断的に検証する。

学校現場で特に急務である学校の業務効率化・業務改善を図るため、教員の勤務実態等の把握とこれに基づく業務改善の取組を推進する。

3. 財務省の教職員定数に対する指摘

教職員定数は、例年文部科学省一財務省間において、その改善の是非をめぐる例年それぞれの立場から議論が重ねられるトピックであるが、APの策定を受けて財務省も財務省としての姿勢を示している。

財務省に設置された財政制度等審議会財政制度分科会（以下、財政制度分科会）は、近年少子化の進展により、児童生徒数が減少しているなか、平成元年から平成28年にかけて基礎定数は124,237人減少しているのに対し、加配定数は52,315人増加しており、加配定数の適正性を検証すべきと主張している²¹。

さらに、加配定数について、実証研究や全国学力・学習状況調査等により得られるエビデンスを用いて、費用対効果や学級数及び児童生徒数当たりの適正数を見極め、義務標準法に基づき事項別に措置している加配定数を一部基礎定数化すべきと主張している

22。

文部科学省によれば、平成27年度において、特別支援教育の対象となる児童生徒数は約36万人であり、小・中学校において、通常学級に在籍しながら障害の状態に応じた特別の指導（通級による指導）を受けている児童生徒が10年間で2.3倍に増加していることに加え、日本語指導が必要な外国人児童生徒数等も10年間で1.6倍に増加している²³。こうした状況を踏まえ、財政制度分科会は「こうした児童・生徒にきめ細かく対応していくことは極めて重要であり、また、他の児童・生徒に多様性の教育を行っていく観点から」、「特別支援、外国人児童・生徒の数に応じた適正な教職員数を見極めながら、必要十分な定数を配置すべき」としている²⁴。

現行の義務標準法上、加配定数については、①指導方法工夫改善（7条2項）、②児童生徒支援（15条2号）、③特別支援教育（15条3号）、④主幹教諭（15条4号）、⑤研修等定数（15条6号）、⑥養護教諭（15条2号）、⑦栄養教諭等（15条2号）、⑧事務職員（15条5号）といった加配事項が設定されているが、そのうち、通級指導の対応など特別支援教育に係る加配定数は③、外国人児童生徒等への対応に係る加配定数は②の事項として措置されている。

財政制度分科会は特別支援教育や外国人児童生徒への対応を例に挙げ、「真に必要な性が高く、学校数やクラス数、児童生徒数等に連動するものについては、義務標準法の改正による基礎定数化を検討することが考えられるのではないか」とし、「こうした取組は、地方公共団体が中長期的な見通しに基づく教職員の安定的・継続的な雇用を行いやすい環境の整備に繋がると考えられる」と主張している²⁵。

他方、加配定数については、エビデンスに基づくPDCAサイクルを徹底して予算編成を行う必要があると指摘し、加配定数を含む教職員定数について、財政健全化の取組と齟齬を来さぬよう、教育の質と教育予算の質の向上を図るべきと指摘した。こうした財政制度分科会の指摘は、その親会議である財政制度等審議会において、平成28年5月18日にとりまとめられた『「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議』においても同様の趣旨が盛り込まれるに至った²⁶。

教育政策におけるエビデンスをめぐる政策動向

平成27年6月1日に公表された財政制度等審議会による「財政健全化計画等に関する建議」では、加配定数に係る大幅な予算措置が講じられてきている一方、学力向上やいじめ問題の解決等といった課題に対して、加配定数の措置が他の施策と比較して有効な投資と言えるかどうか政策効果を改めて厳しく問う必要があるとされ、少子化の進展を踏まえ、「小中学校の児童生徒の教育条件の改善の観点から、統廃合などにより学校規模の適正化を進めつつ、教職員定数については少子化に合わせた合理化を図っていく必要がある」と指摘された²⁷。また、「標準学級²⁸当たりの加配定数を維持出来る程度の加配定数合理化については、教育環境が維持されているという意味で『当然減』と見なすことが適当である」²⁹と指摘されていたことも踏まえると、平成28年度の財政制度等審議会の教職員定数に対する立場とそれまでの立場との間には変化が見られる。

管見の限り、財政制度等審議会が加配定数の基礎定数化に言及するのは初めてである。加配定数は政策目的に応じて配分される予算措置による定数であるため、義務標準法に基づき、学級数等に応じて機械的に計算される基礎定数とは性質を異にする。加配定数を基礎定数化すると、義務標準法に基づいて自動的に定数算定されるとともに、法律に基づき算定された基礎定数に対しては、毎年の予算編成において須く予算措置されることとなる。先述したように、今後さらなる増加が見込まれる諸課題に対し、そうした課題への対応を担う教職員定数算定の仕組みの変更に言及したことは注目される。

4. 文部科学省における次世代の学校指導体制強化のためのタスクフォースによる検討

これまで記述した議論は文部科学省内における教職員定数についての検討にも影響しており、文部科学省に設置された「次世代の学校指導体制強化のためのタスクフォース」（以下、次世代TF）においても、エビデンスに基づく政策形成の必要性や教職員定数の中期見通し策定の方向性について指摘されている。次世代TFは平成27年11月に義家弘介文部科学副大臣を座長として、文部科学省内に設置され

た会議体であり、初等中等教育局をはじめとする関係部局の幹部から構成されるものである。議事は非公開だが、平成28年4月に取りまとめられた「次世代の学校指導体制の在り方について（中間まとめ）」と同7月29日に取りまとめられた「次世代の学校指導体制の在り方について（最終まとめ）」は公表されている。

最終まとめについては、その内容が平成29年度概算要求に通ずるものとなると考えられるため、注目に値する。エビデンスに基づく政策形成については、APをはじめ、先述した文部科学省の経済財政諮問会議等における主張等が盛り込まれたことに加え、「実際に公立学校の管理運営や教職員人事等を担うのは各地方自治体であり、「これまでも、地方自治体は、定量的・定性的な調査等を通じてエビデンスを示してきているところであり、政策形成においては、こうした蓄積も踏まえる必要がある」としている³⁰。

また、APで示された教職員定数の中期見通しの策定について、10年以上教職員定数改善計画が策定されてこなかったことに言及した上で、10年程度を視野に入れた「『次世代の学校』指導体制実現構想（仮称）」を策定するとともに、義務標準法を改正し、平成29年度から「『基礎定数』と『加配定数』の性質を踏まえた計画的かつ効果的な教職員定数の改善を行う必要がある」とし、特に通級による指導と外国人児童生徒等教育のための教員については、対象児童生徒数に応じて算定する基礎定数に転換する方向性を打ち出した³¹。

さらに、最終まとめでは、新たな加配定数の仕組みとして、「提案型『先導的実践加配制度』の創設」が盛り込まれた。これは各地方自治体からの提案による教育政策に連動して配分枠を創設するもので、「全国的な教育課題の解決に寄与する先導的な教育政策の実証研究を促進する」³²ものとされており、加配の仕組みにおける変化が期待されるものである。

5. おわりに

本稿では、主に平成27年度の経済財政諮問会議及び推進委員会に焦点を当てて、教育政策におけるエ

ビデンスについて、その産出と活用に向けて教育政策上具現化することとなった経緯を記述・整理した。本稿の冒頭で示したように、本稿は論考ではなく、あくまでも資料的価値を見出すものであるため、教育政策をめぐるエビデンスまたはそれに関する政策動向について、何らかの価値判断を試みたものではない。

APに基づく教育改革はまだ始まったばかりであり、実証研究の成果が明らかになるまでにも時間を要する。国の財源が限られているなか、教育分野についても歳出改革が不断に実行されるべきということは多言を要しないが、少なくとも単に予算の削減を目的として無下に教育予算を縮小することはあってはならない。

障害のある児童生徒の増加や日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加に加え、子供の相対的貧困率は平成24年度において16.3% (OECD平均:13.3%)と国際的にも高く、小中学生の不登校者も約12.3万人と、学校現場が直面する課題は極めて複雑化・困難化している³³。さらに、平成32年度からは学習指導要領の改訂に伴い、小学校5年生及び6年生において英語が教科化される。学校現場が抱える諸課題や新たな教育動向にも対応できる指導体制の整備が求められてくる。

教育政策をめぐるエビデンスの要請に対し、種々の議論を経て、具体化したエビデンス産出—活用体制の整備により、教職員定数をはじめとする教育環境整備を目指す研究体制が国のみならず、多方面で整備されることを期待したい。

【付記】

筆者は平成26年度に東京大学大学院教育学研究科修士課程を修了し、現在は文部科学省に職を得ているが、本稿の執筆は筆者個人の責任に基づくものであり、本稿の執筆について筆者の所属する機関は一切関係がないことを申し添えたい。

註

¹ 岩崎久美子「概要」国立教育政策研究所編『教育研究とエビデンス—国際的動向と日本の現状と課題

—』明石書店、2012年、1頁。

² 同上、1-2頁。

³ 平成28年度文部科学省関係予算額5兆3,216億円のうち、義務教育費国庫負担金は1兆5,271億円(約29%)。下記文部科学省ホームページより。
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/fieldfile/2015/12/24/1365594_1_1.pdf (平成28年8月7日閲覧)

⁴ 「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」(平成27年6月30日閣議決定)

⁵ 第11回経済財政諮問会議、第23回産業競争力会議(合同会議)(平成27年6月30日開催)『「経済・財政一体改革推進委員会」の設置について(案)(甘利議員提出資料)』を参照。なお、本設置要綱は、平成27年12月24日に一部改正されている。平成27年12月24日から、推進委員会のもとに置かれるWGは社会保障WG、社会資本整備等WG、制度・地方行財政WG、教育、産業・雇用等WGに改組され、教育分野については教育、産業・雇用等WG(主査:伊藤元重東京大学経済学研究科教授)で議論・検討されることとなった。下記内閣府ホームページより。

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/establish.pdf> (平成28年8月7日閲覧)

⁶ 骨太方針2015において、経済・財政一体改革の集中改革期間は2016～18年度の3年間とされた。

⁷ 第17回経済財政諮問会議(平成27年11月4日開催)「経済・財政一体改革の具現化に向けて(文教・科学技術分野)(有識者議員提出資料)」を参照。

⁸ 同上。

⁹ 経済・財政一体改革推進委員会第5回非社会保障ワーキンググループ(平成27年11月10日開催)「文部科学省提出資料」を参照。

¹⁰ 同上。

¹¹ 同上。

¹² 経済財政諮問会議「経済・財政再生アクション・プログラム(工程表編)」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)より引用。

¹³ ここでの「上記ii」とは本稿における<エビデンスの提示>の項目を指す。以下同じ。

¹⁴ 注12に同じ。

¹⁵ 経済・財政一体改革推進委員会第5回教育、産業・雇用等WG(平成28年4月12日開催)「文部科学省提出資料」を参照。

¹⁶ 同上。なお、同資料では「高い成果を上げている

教育政策におけるエビデンスをめぐる政策動向

地域・学校の取組・教育環境の分析」及び「教員の勤務実態の実証分析」の実施主体及び協力団体については、公募により選定とされていたところ、公募の結果を受けて本稿では情報を更新している。

¹⁷ 同上。

¹⁸ 第8回経済財政諮問会議（平成28年5月11日開催）「馳臨時議員提出資料」より引用。

¹⁹ 同上。

²⁰ 「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」（平成28年6月2日閣議決定）

²¹ 財政制度等審議会財政制度分科会（平成28年4月7日開催）『「経済・財政再生計画」の着実な実施（文教・科学技術）」を参照。

²² 同上。

²³ 次世代の学校指導体制強化のためのタスクフォース「次世代の学校指導体制の在り方について（最終まとめ）」を参照。

²⁴ 注21に同じ。

²⁵ 同上。

²⁶ 詳細については、財政制度等審議会『「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議」（平成28年5月18日決定）を参照。

²⁷ 財政制度等審議会「財政健全化計画等に関する建議」（平成27年6月1日決定）を参照。

²⁸ 同上資料において、「標準学級数とは、義務標準法に規定されている学級編成の標準に基づき学級編成した場合の学級数。標準学級数を基に基礎定数が算出される」と注記されている。

²⁹ 同上。

³⁰ 注23に同じ。

³¹ 同上。

³² 同上。

³³ 同上。